

第二十六回国会 参議院商工委員会會議録第十六号

昭和三十三年三月二十八日(本曜日)午前十時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川 弥平治君
阿具 根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
大谷 賛雄君
小幡 治和君
小西 英雄君
白井 勇君
高橋 衛君
阿部 竹松君
相馬 助治君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

政府委員

大蔵省理財局長 河野 通一君
通商産業省 長谷川 四郎君
中小企業庁長官 川上 爲治君
事務局側 小田 橋貞壽君

説明員

大蔵省理財局長 庭山 慶一郎君
局経済課長 安達 次郎君
中小企業庁振興部金融課長 安達 次郎君

本日の会議に付した案件
○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九部 商工委員会會議録第十六号

昭和三十三年三月二十八日【参議院】

○信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○経済の自立と発展に関する調査の件(中小企業の資産再評価の特例に関する件)

○委員長(松澤兼人君) これより商工委員会を開会いたします。

本日の日程は、公報をもつてお知らせいたしました通りであります。まず、前回に引き続き続きまして商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び信用保証協会法の一部を改正する法律案を一括議題として審議を進めたいと存じます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 信用保証協会法の一部を改正する法律案について、あと二、三点御質問申し上げたいと思います。まず、融資保険と保証保険についての考え方、いわゆる資料をいただいたもので見てみますと、融資保険が半數を占めておるようでございますが、私どもの考え方としては、保証保険に重点を置いていく、将来は保証保険がその主体になっていかなければならない、かように考えておりますが、長官の考え方を伺うておきたいです。

○政府委員(川上爲治君) ただいまお話しがありましたように、私の方としまして、今後におきましては保証保険の方に重点を置いていきたい、現在お話しがありましたように、大抵半分以上が融資保険になっておりますが、一件当りの金額も融資保険の方が大きく

なっておりますし、やはり保証保険の方はどちらかと申しますと、小口、あるいは中小の中以下のものが多いというふうなことになるのであります。われわれとしましては、今後はこの保証保険の方へ重点を置いてやっていきたいというふうに考えております。

○阿具根登君 それでは、わがかりました、保証保険の方が非常に実施されたのがおそいので、現在はその保証保険が融資保険よりも非常に少ないという何か原因があったら、お知らせ願いたいと思います。

○政府委員(川上爲治君) この融資保険の關係は、どちらかと申しますと、この一件当りの金額が大きい、従つて全体の金額そのものも大きい、ということが言えるんじゃないかと思うのですが、私の方としましては、先ほど申し上げましたように、この一件当りの金額が小さくて、広くこの中小企業の弱小關係に行き渡つております保証保険の方をやはり重点的に考えるべきだと思つたので、今後は、対策をいたしまして、融資保険についてはワケをある程度縮める、そして、この保証保険のワケをよけいに、そつちの方をだんだんふやすというふうな方向に持つていきたいというふうに考えます。

○阿具根登君 次に、私どもは、不幸にして銀行から金を借りたこともございませぬし、銀行に預けたこともございませぬし、保証協会にお世話になつたこともございませぬので、よくわか

りませんが、私どもが地方で耳にすること、あるいは地方の方々からお聞きすることでは、保証協会が保証をするというところは、これは銀行が貸付の對象に了解をしたものでなければ保証しない。いわゆる、保証協会の保証じゃない、銀行が貸していいんだというふうな人に対して保証をしている。そうすれば、これは保証の必要もないようなことになりはしないか。保証協会の自主性というものはほとんど考えておられない、こういうことが言われておるんですが、その点はいかがです。

○政府委員(川上爲治君) その問題につきましましては、全国の保証協会、まあいろいろその種類もありますので、あるいはそういうふうな非難を受けられる点もあるかと思うんですが、やはり保証協会におきましては、一面におきまして、いわゆるあつせんんの保証ということもいたしておりまして、銀行に対して、銀行がなかなか貸せないといふような者について、保証協会においてその借入者の方を十分調査いたしまして、これならば大丈夫、銀行は貸してもいいじゃないか、だから私の方でも十分保証をするから、というふうなことで、いわゆるあつせんんをいたしまして、銀行がなかなか貸せないというものをあつせんんによつて、そしてまた同時に、保証によつて、銀行をして金を貸し出させるというふうなことも相当やっておりますので、先生の今お話しになりましたような非難の点も、ないではありませぬけれども、また、一面にお

きましては、相当程度このあつせんん保証をやっておりますので、私は、この保証協会におきましての本来の仕事を相当程度やっておりますものと思つておりますけれども、今お話しがありましたようなことも、非難の事項としていろいろ私の方でも聞いておることもありますので、そういうことが極力ないよう、保証協会のあつせんんなり、保証によつて銀行が積極的に貸してくるというふうなふうに今後は指導していきたいというふうに考えております。

○阿具根登君 もう一つその問題につきましまして、保証協会の役員の方が大体銀行上りの人が多い、こういうことも聞いておる。だから、銀行は銀行同士のなれ合いになつてくる。保証協会というものは、一つの銀行のサービス機關になつておる。銀行が保証協회를使つてやっておる。こういうふうな形になつて、そして、實際これで保証されて助かるべき人たちが、そういう人のつながらんか持たない場合に、非常に借りることがむずかしい。もう、先ほど言いましたように、保証協会の保証があつたから銀行が貸すのじゃない、銀行が貸すということをやつたから保証したと、こういう形になつておる。私は保証協会の自主性がどこまでそこなわれておるか、専門家がいないからわかりませぬけれども、私どもが聞いた範囲内では、特別そういう苦しい人ばかりの話であるかもわかりませぬけれども、私どもが聞いた範囲内では、保証協会が銀行の

まあ扱いものになっておる、保証協会の自主性がないんだ。今度また十億からの金を政府がおろすという事になれば、これも、極端な言い方をすれば、特定の人がそういう運動をやっておって、特定の人だけにしかその恩恵が行かないと、こういう形になるんではないかと思うのですが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(川上爲治君) 保証協会の役員につきまして銀行出身の人たちが相当おられますことは、これは事実でございます。従いまして、ややもすれば、先生のおっしゃいましたようなそういう運営をされるおそれもあるわけでございますけれども、私どもの方としまして、いろいろ調べ、あるいは聞いておる範囲におきましては、そのためにあつせんが非常にうまくいっていないという事は、実はまあそれほど聞いておりませんが、しかし、もしそういうことがあつたならば、やはり本来の保証協会としての目的に沿わないことになりまして、私どもとしては、その点も十分監督いたしまして、今後は極力零細な、ほんとうに保証してもらわなければ銀行から金が借りられないというような方面に、保証をさせるように努力したいというふうに考えております。

○阿具根登君 もちはもち屋で、これは専門的な話で専門的だということ、私は私も肯定いたしますが、今日日本で、いわゆる汚職や、あるいは不正だといつて騒がれておる問題は、国鉄にいたしましても、国鉄の職員がやめて国鉄につながるものにくつついておつて、そうして利権あさりをやつてお

る、これが一番のガンだと私は思ふのです。それから、最近また銀行で不正事件が出ております、福岡の例にいたしましても、そういうものが出ておるが、すべてそういうものに關係のある人は、銀行であるならば銀行上りの人が中に入つておる。私は、このままでいけば、中小企業に一番恩恵すべきという信用保証協会とか、あるいは商工中金等にいろいろ問題ができてくるのを心配するわけなんです。商工中金百二十五億ですか、今度この金が公庫みだりに四百億も五百億にもなつてくると、そうするといろいろな問題も起きてくるであらう。そういう場合に、本来の務めを忘れて、一銀行マンブローカーのような考えになつて、不正が起つていきやしないか、かような心配を私はするのです。国鉄において再三あげられておるが、すべて国鉄の職員上りの人なんです。こういう信用保証協会にしろ、金庫にしろ、すべて金の名前のつく所は、ほとんど銀行上りの人が占めておる。そうするならば、その人たちの人的つながりというもので、何か不正が行われる心配が多分にある。これを私は非常に心配するものですが、そういう点について何かお考えがあつたら、お聞かせ願ひます。

○政府委員(川上爲治君) 最近相互銀行等でいろいろ問題になつておりますようなことが、ややもすれば、従来銀行に勤めた人が保証協会に入つてやつておるために、そういう問題が起りがちだといふ問題であります。私の方におきましては、その点は十分今後におきましては気を付けて、監督もしていきたいと思います。お聞きしますが、今回十億の金を保証協会に貸し付けるとい

うような措置によりまして、保証協会に対する私の方の調査なり、あるいは監督といふものが相当やりやすくなつてくるのじゃないかといふふうに考えておりますので、そういう点からいたしまして、従来以上に監督をいたしまして、保証協会が本来の目的を達するようにに私どもの方としましては指導していきたいといふふうに考えております。

○阿具根登君 意見が違ふよりですけれども、私は、この人的つながりといふことについては、強く要望いたしておきます。こういう問題について私がきよく指摘しておるようなことが再びないならば、これにこしたことがございませぬが、こういうことが国会において、あるいは地方自治体において、再び問題になり、しかも、それが人事關係から生じておるといふことがないように、特に強く私は要望しておきます。

それから保証協会が保証する場合に、担保を要求されておるといふことを聞いておりますが、事実そうであるかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(川上爲治君) これは定款によりましてその担保を取ることでもできますし、あるいはまた担保を取らないという場合があるわけでもございまして、協会のほうから、これがまあどの程度やつておるかといふことにつきます。いろいろなその色合いがあるわけなんです。大体の保証協会におきましては、今先生がおっしゃいますように、担保を取つておるような実情になつております。

○阿具根登君 私は、保証協会の真の

目的は、そういう担保のない方に、金を貸す保証をするのが目的だと思つておるわけなんです。担保がある人だつたら、それは担保の額にもよりますが、うけれども、完全な担保を持つておる人だつたら保証しなくても必要はない、担保がないからこそ、零細中小企業に對するこういう保証協会ができて、そうして保証してやつて、地方自治体も、それから国も相当な金を出して、その尻を拭いておるわけです。保証倒れを見ておるわけです。だから、その保証倒れがあるのを望むのではありませんが、まず担保のないような人たちに貸すのが、保証協会の私は役目だ、こゝろ思つておるのに、保証協会は保証協会だけを守るために、ほかの銀行がやるようなことと同じような、担保を要求されることとならば、ここから保証協会の性格を疑わざるを得ない。こゝろいふようになってくるのです。こゝろはどうかでございませぬか。

○政府委員(川上爲治君) 小口のものにつきましては、特に弱小企業者に対しては、今先生もおっしゃる通りに、私どもの方としまして、なるべくその担保を取らないで、対人的な信用によつて保証していくというふうなふうにしての行くその方向ではないかといふふうに考えておりますが、現在のところ担保を取つておるものもあつたし、取つていないものもあつたけれども、やはり保証協会においての貸し付けの相手方が、中小企業の方で、大きいものもあれば、弱小のものもありますし、また、担保を全然取らないといふようなことになりまして、こゝろは、こゝろまた、この貸し出しが非常に放漫

になるというふうなおそれもありまして、現在のような状況になつておると思ふのですが、まあ、私どもとしましては、先ほども申し上げましたように、今後におきましては、なるべく小口、特に弱小關係の企業者に対する保証に重点を置いていくべきだと、また、保険についても同様な方向に持つていくべきだと、しかも、そういう弱小企業者は、この担保物件といふものがなかなかありませんので、なるべくその対人的な信用といふようなことによつて保証するといふような方向に、極力私どもも今後は指導していきたいといふふうに考えております。

○阿具根登君 今までの質問で明らかになりましたように、銀行が貸し出しを許可した人に対して、協会のほとんど保証をしておる。そうしますと、銀行は貸す対象としては、おそらく担保を考へて貸す対象としておるに違ひございませぬ。そういたしますと、上からも下からも、これはかんじがらめにされて貸し出しがされておる。もちろん金を貸す以上は、金を返してもらうのが前提になつておりますから、私は、普通の銀行あるいは高利貸的な考えならば、それは肯定いたします。しかし、国や地方自治体が主になつて、中小企業、特に零細企業を中心にして助けねばならないといつて作った信用保証協会であるならば、一般銀行や、あるいは金庫等と性質が違つておるものだと、損害も私は一応あるべきだと覚悟しなければならぬ。しかも、そのために担保もない人にこゝろいう組織を作つて、そうして金を貸し付けてやろといふのであるから、もう少し信用保証協会そのものの使命をはつきりし

なければ、信用保証協会として、中小企業、零細企業のバックになって、皆さんの力になりますよと言ったのは、誠にだけであって、実際実施されるときにおいては、担保も持たない弱い業者は、ほとんど泣きの涙でこの恩恵にありついておられないというのが現実だろと思うのです。そこで、特にその点を強く要望いたしまして、そういう担保も持たないような弱小業者に對して、もつとあたためたい信用保証協会というほんとうな使命に達して、そういう人を対象にしたいとお願いしたい。これを強く要望いたしまして私の質問を打ち切ります。

○小西英雄君 ちよつと関連して。ただいま阿具根委員からも強く指摘されましたように、この信用保証協会が、いろいろ調べてみると、やはり銀行の上前をはねるような、やはり担保を要求しておることが非常に多いので、結局銀行の方も調べて大体確定になったものに貸しておるのに、さらに保証協会が担保を要求し、そうしてそれに何がしかの保証料を取っておる。非常に高利な状態になって実際の業務は行われておる。これは東京あたりでわれわれよく聞かされ、また、事実そういう実証するのを見て参つたのであります。保証協会のほんとうの使命は、私たちは今阿具根委員が言われたように、担保物件がなくとも私たちは、Aという会社が小さい事業ながら十年も営業しているとか、あるいは十年ももの銀行を上回るような仕事をやっております。そんなら保証協会というものの使命はやつておら

ぬので、私たちはこういう点に、性格的にほんとうの使命はむしろこの信用保証協会というものは、担保には重点を置かないという根本理念において立たなければ、この中小企業者に対する金融はできない。私たちは家庭工業その他においていろいろ聞かされるのであります。結局担保がなければ貸さぬのだ、私たちの考えているのは、むしろ対人、それから長く居住して、一定の会社が、小さいながらも細々と、五年とかあるいは六年やつていて、信用者の方に重点を置いて信用保証協会が活動しなければ、ほんとうの使命がないのじゃないかと思うので、この点一つ中小企業庁長官あたりは、特に担保という重点を、少し重く見ぬように今後の指導を願わなければ、保証協会というものの、実際に庶民に對する、中小企業に對する金融が、幾ら声を高めても中小金融と言つてもできないのじゃないか、私はこう思うので、一つそれを特に御配慮願いたい。どうですか、中小企業庁長官、そういう点について。

○政府委員(川上爲治君) 先ほども申し上げましたように、私も今先生がおっしゃいますように、やはり弱小、小口の關係につきまして、なるべく対人信用でやつていくべきであつて、担保はなるべく取らないでやつていくようにすべきだということに、基本的には考えておりますので、今後におきましては、そういう指導でいきたいと思つております。ただ、現在におきましては、やはり担保も取り得るし、また、保証人もさせるというふうな、そういうようなことになつておりますので、特に金額の比較的大きいものについて

は、どうしてもやはり担保を取らなくちゃならないというふうなこともあるかと思うのですが、まあ私どもとしては、やはり保証協会の使命というものは、特に中小企業の中以下に重点を置くべきだというふうな考えますので、なるべく対人信用でいって、担保をなるべく取らないというふうな指導していきたいというふうに考えておるわけでありまして。

○小西英雄君 今の、やはり中小企業庁長官あたりはよく御理解が中小企業にあるから、そういう御答弁になると思ひますが、実際に法律上のあれの中では、担保も取り得るということを書く、結局安易な担保を取つて貸すことが、一番自分たちの最終的使命は、それがしやすいのでありまして、そういうことに重点を置かれることのないような、一つの文章的にそういうことを明らかにしてもらいたいということとは、これは私先ほど申し上げたように、やはりこの信用保証協会というものが対人であり、その人の歴史等を非常に中心に見ると、たとえば一定の企業を、ここに十年とかあるいは五年とかあるいは大体一年以上その土地におけるといふことが規定いたしておりますが、そういう点は、けつこうなんですか、そういう点の方に重点を置いて貸し出さなければ、やはり担保の方に重点を置くことになるのです。銀行屋の癖というのは担保を取つておくことだ。これは普通銀行においては、特に担保を金に貸し出しはしない、ということを言ひながら、やはり担保重点に貸し出しておるの、現在の銀行の業務なんでありまして、この保

証協会の使命はむしろ対人であり、対歴史というか、そういうふうなことに重点を置くように一つ御配慮願わなければ、せつかくわれわれがここで何議論しても、ちよつとそういう文章を出す、そういうことになるので、一つそれをお願いして文章上にもそういうことを表わすようにお願いいたします。

○政府委員(川上爲治君) 今回のこの法律改正によりまして、政府の金が十億各保証協会に貸し出されるわけでございますので、これを契機としまして、われわれの方としましては保証協会の運営に對して指導を強化したいといふように考えております。まあ、ほかにもいろいろな問題もございますので、そういうものと一緒にこの運営のやり方について、私の方からも各保証協会に通達をしたいといふふうに考えております。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと関連してですけれども、今担保の問題が出ておりましたけれども、保証協会によりますと、調査費といふものが、相当大きな負担になるという非難を聞いておるところもある。大体調査費といふものは、どのくらいの見当であるべきか。あるいは現在のようないくつかの調査費といふものが、適当であるかどうかといふ問題なんです、これについて御見解を伺いたいと思ひますが。

○政府委員(川上爲治君) 調査費をどの程度取つておられますか、実は私資料を持ってきておりましたが、やはりその銀行が貸し付ける上に、いろいろな点についてその中小企業者の調査も十分にしなければなりませんので、その調査費があるいはよけいにかさんでおる

のじゃないかというふうに考えますけれども、私の方としましては、そういうこの調査費についても、なるべく少く取るように、ひいてはこれは結局保証料の問題になってきますので、保証料も極力低くするようにしたいと考えておるのですが、やはりこれも今後こういう政府の方で金を貸し付けるというのを機会としまして、そういう点も十分監督指導していきたい、こういうふうに考えております。

○委員長(松澤兼人君) もう一つ、保証協会が直接貸すわけじゃないですから、これは市中銀行から借りる場合にその銀行の利子がある。それから保証料はもちろん出さなければならぬ。その上に調査費を天引きで出さなければならぬといふことになりまして、まあ零細企業で、普通の市中銀行で相手にされない人が、保証協会の保証をつけて銀行から金を借りるといふ形になるのです。調査費を天引きされて保証料を出して、それからまた市中銀行の利子を出して、ということになる。相当まあ高利になるわけなんです。困つてはいる人に高利といふことになつて、大きい人には安い利子で金を貸す、そういう現在のやり方といふものは、全く本末転倒していると思ひます。それですから、保証料はもろんですけれども、調査費などで天引き、相当高額なものを取つてしまふといふようなことは、保証協会の本来の業務からいって、適当でないと思ひます。この点は先ほどの担保の問題と同様に、中小企業庁長官の方からも適当な行政指導をやつていただきたいと思ひます。それからもう一つ、いわゆる営利無尽といふものがあるわけですね。営利無

尽というとおかしいですが、普通のお宮の講中だとか、講だとかいったものではなくて、明らかに店舗を張った無尽というものが今でもあると思う。そういうものに中小企業が資金の依存をしている度合いというものは相当高いと思うのですが、もちろんいろいろなぐりの無尽行為というものは、大蔵省として厳重に取り締まっていると思うのですけれども、市中にはやはりいろいろの名目をつけて、そういうものをやっているものもあると思うのです。こういうものは高利貸でありますし、もしもつかでつかすいたら、大へんな迷惑を中小企業者に与えるということになるのですが、こういうものの実体について、中小企業庁としてお調べになつたことがあるか。あるいはその中小企業に非常な損害を与えたという実例をお聞きになつたことがありますか。

○政府委員(川上爲治君) 実は、私の方でもこまでは調査をいたしております。先生。現在高利貸とか、あるいは今先生のおっしゃいましたような類子講みたいなものがありまして、そのために非常な高利の金を中小企業者が借りて弱っているといううような話は十分聞いているわけなんです。どの程度それがあるか、どういうやり方でやっているかという点につきましては、実は私どもの方にも、まだ十分調査もできておりませんが、大蔵省と連絡もとりまして、調査も今後したいと思っております。ただ、そういうものからなるべく金を借りないで、この中小企業金融公庫であるとか、あるいは国民金融公庫であるとか、あるいはその保証協会の保証によるものであるとか、そういうようなものもつと資金を調沢

にして、そして広げていくということ、一番われわれはしたい。また一面、今のお話のようなそういう高利貸しを、また強化してならなければならないというふうなところを、今このところそういう機関について調査は十分実をいたしております。

証」というような条文もありまして、この組合員以外のものについても、貸し付け得るようなことになっておるわけなんです。やはりこの商工組合中央金庫法によりまして、第一条の目的に著しく違反しない限りにおきましては、この付随的な代理貸付業務というものは、まあできるんじゃないかというふうに私は解釈しておるわけでありまして、実際問題としては、先ほど申し上げましたように、やはり構成員に對しては、極力この公庫の金も代理貸しをしていくということにしていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○豊田雅孝君 中金法の関係で前に時局がなかつたために質問漏れになつて、第一点は「第二十八条ノ三」として、今回商工中金が代理業務をするときには、組合の構成員以外の者のために債務保証ができるということになるわけでありまして、これについては前々からいろいろ中金法の改正が行われておりますけれども、組合の構成員以外に及ぶというものは、今面が少くとも法文の上としては初めてだと思つたので、そういう点を考えてみますと、この組合員以外の者のために貸し付けを行う、債務保証を行うということになると、中金法の第一条の目的、要するに「商工組合中央金庫ハ中小企業等協同組合ニ對スル金融ノ円滑ヲ図ル為必要ナル業務ヲ営ムコトヲ目的トス」という点に違反することになるんじゃないかという疑念があるわけですが、これについてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(川上爲治君) この問題につきましては、いろいろ私の方としましては、法律上の見解につきまして、法制局の見解も聞いたわけなんです。が、この二十八条の三を見ますと、「商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可

ヲ受ケ國、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機關ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得」ということになつておりました。二十八条の一、二、三、四、五、この辺になります。二、三、四、五、この辺に「組合員以外に及ぶ」とあるのは、この「所屬組合又ハ其ノ構成員ノ爲ニ」というふうには、はっきり書いてあります。二十八条の三と二十八条とは、その辺につきまして書き分けをしておるようでありまして、組合員以外に對しては代理貸付をいたしまして、別に法律上差をつけません。じゃないかというふうに考えております。しかしながら、この問題につきましては、實際問題として、やはりこの第一条におきましては、組合なりあるいは構成員というものを、どうしても中心に考へていくべきものだというふうに私も考へておるわけで、中小企業金融公庫の金を、中金が代理して貸し出す場合におきましては、やはり組合なり、あるいはその構成員に重点を置いて、そちらの方に貸し出すようにして、その組合員以外にその組合員以外のものにつきます。これは付随的な仕事としてやらしていただきたいというふうに考へておるわけでございます。

○政府委員(川上爲治君) 先ほど申し上げましたように、私どもの方としましては、法律的に検討しました結果、やはりこの二十八条の三と二十八条は書き分けております。で、目的に著しく違反しない限りにおいては、そういう付随的な事業ができるというわけでありまして、現に信用協同組合につきましても、この協同組合法の第九条の八におきまして、やはり「組合員に對する資金の貸付」とか、「組合員のためにする手形の割引」とか、いろいろありますが、その二項に、「信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業をあわせ行うことができる。」というようになっておまして、第一は、「金融機關の業務の代理」、それからまた第二は、「前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生ずる債務の保

証」というような条文もありまして、この組合員以外のものについても、貸し付け得るようなことになっておるわけなんです。やはりこの商工組合中央金庫法によりまして、第一条の目的に著しく違反しない限りにおきましては、この付随的な代理貸付業務というものは、まあできるんじゃないかというふうに私は解釈しておるわけでありまして、実際問題としては、先ほど申し上げましたように、やはり構成員に對しては、極力この公庫の金も代理貸しをしていくということにしていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(川上爲治君) これはその協同組合法の第一条に、この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うために必要な組織について定めるといふうに、やはり共同して協同組合を作つて、これらの者の公正な経済活動を確認し、あるいはその自主的な経済活動を促進するといふことが、その目的に書いてありますけれども、しかし、實際の仕事としましては、この目的に著して反しない限りにおきましては、この協同組合を構成しておるメンバー以外についても、この九条の八によつて代理貸付ができるといううようなふうになつておると考へておるわけでございます。

○政府委員(川上爲治君) これはその協同組合法の第一条に、この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うために必要な組織について定めるといふうに、やはり共同して協同組合を作つて、これらの者の公正な経済活動を確認し、あるいはその自主的な経済活動を促進するといふことが、その目的に書いてありますけれども、しかし、實際の仕事としましては、この目的に著して反しない限りにおきましては、この協同組合を構成しておるメンバー以外についても、この九条の八によつて代理貸付ができるといううようなふうになつておると考へておるわけでございます。

○政府委員(川上爲治君) これはその協同組合法の第一条に、この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うために必要な組織について定めるといふうに、やはり共同して協同組合を作つて、これらの者の公正な経済活動を確認し、あるいはその自主的な経済活動を促進するといふことが、その目的に書いてありますけれども、しかし、實際の仕事としましては、この目的に著して反しない限りにおきましては、この協同組合を構成しておるメンバー以外についても、この九条の八によつて代理貸付ができるといううようなふうになつておると考へておるわけでございます。

○政府委員(川上爲治君) この問題につきましては、いろいろ私の方としましては、法律上の見解につきまして、法制局の見解も聞いたわけなんです。が、この二十八条の三を見ますと、「商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可

○政府委員(川上爲治君) この問題につきましては、いろいろ私の方としましては、法律上の見解につきまして、法制局の見解も聞いたわけなんです。が、この二十八条の三を見ますと、「商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可

○政府委員(川上爲治君) これはその協同組合法の第一条に、この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うために必要な組織について定めるといふうに、やはり共同して協同組合を作つて、これらの者の公正な経済活動を確認し、あるいはその自主的な経済活動を促進するといふことが、その目的に書いてありますけれども、しかし、實際の仕事としましては、この目的に著して反しない限りにおきましては、この協同組合を構成しておるメンバー以外についても、この九条の八によつて代理貸付ができるといううようなふうになつておると考へておるわけでございます。

○政府委員(川上爲治君) これはその協同組合法の第一条に、この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うために必要な組織について定めるといふうに、やはり共同して協同組合を作つて、これらの者の公正な経済活動を確認し、あるいはその自主的な経済活動を促進するといふことが、その目的に書いてありますけれども、しかし、實際の仕事としましては、この目的に著して反しない限りにおきましては、この協同組合を構成しておるメンバー以外についても、この九条の八によつて代理貸付ができるといううようなふうになつておると考へておるわけでございます。

れども、これは員外利用というようなことは認められておるんですが、これはちやうど商工中金の場合であれば、余裕金運用したいなものです。ですから当然員外に及んでいくということではできると思ふんです。ところが今度の改正は、余裕金関係は、全然別個のことを新規にやつていくということになるわけですね。それと、中金法の第一条の目的が、非常にはつきり協同組合に対する金融の円滑化をはかるためと明瞭に出てくるものだから、今引例になられたけれども、信用協同組合の場合とは、だいぶ違ふと思ふんです。この点どうでしょう。

○政府委員(川上爲治君) 余裕金の場合には先生のおっしゃった通りでございますが、やはり今回のこの措置は、中金自身の持つておる金ではなくて、中小企業金融公庫のものを代理貸しをしていくというふうなことでありますので、まあ余裕金と同じようにならうに考えても差しつかえないんじゃないでしょうかというふうに、私も考へておるわけなんです。中金が本来自分で持つておる金を、そうした員外者に貸し出すということは、これはこの法律からいいますと、非常に目的以外のことになるんじゃないかというふうに考へますけれども、中小企業金融公庫の金を代理貸しするということが、この目的に非常に支障のない限りにおきましては、ある程度のことばまあ許されてもいいんじゃないだろうかというふうに実は考へておるわけでございます。

○豊田雅孝君 御承知のように、代理人になるのは、代理人になる者が、その代理をする被代理人の権限と同じ

権限の範囲内においてはやれるけれども、代理人にない権限にまで及んでいくという問題は、この議論が、從來から行われておるんです。そういう点からいって、商工中金の目的というものは、第一条ではつきりしてある。そうすると、それ以上に及んでいくという場合に、法理的な問題が出てくるというところで、私は相当疑念があると思ひますけれども、そうしてまた、御答弁になつておるところでは、著しくとか、著しくないとか、あるいは程度の差の関係とか、ある程度までいいだろうとかいうことで、結局運用でやつていかれるというふうなことがはつきり出てくるわけですが、これ以上もう私も議論しませんけれども、非常に法理的な問題があるだけに、その運用に當つては、最初長官から申されたように、組合の金融の円滑化をはかるんだという大きな目的というのか、大きな制限の点に触れないように、十分に運用について考へられるようにせられたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(川上爲治君) この問題につきましましては、今先生のおっしゃいました第一条の目的にまあ違反するんじゃないか、と、法律的に違反するんじゃないかというふうなお話もありまして、同時にまた、一面から考へますといふと、組合の組織の強化という点からいいますと、矛盾するやうなことになるやしないだろうかというやうな意見もございますので、私どもの方としましては、その運用につきましましては十分気を付けて、組合の強化を阻害することがないように、また商工中

金の目的に背反しないように運用していきたいというふうに考へております。

○豊田雅孝君 それでは第二点であります。第二点は、この衆議院の商工委員会での付帯決議第五にも出ておるのであります。信用組合及び信用組合連合会の育成をはかる、また、これが同時に商工中金の資金源を培養するということになるというところに触れての問題であります。先般中小企業庁長官もこの点について触れられました。商工中金のこの資金源を預金の増大によつて今後いく面が相当期待せられておるやうであります。で、またそれが同時に商工中金の資金コストを下げるという上において、相当期待をせられておるやうであります。まあ私も前にも質問した際にも、中小企業者といふものは、もう借りた一方であつて、預金は全然せんではないけれども、その預金というものはもうわずかにしたものである。極端に言へば、もう借りたことに關連して、このほんの気休め的なものだといふくらいにすら考へられるのであります。あまりにこの預金に期待ができぬと思ふのであります。それだけに、この信用組合の一連の組織を、商工中金の傘下に入れるということになり、また、長官はこれによつてこの低コストの資金を吸収しようといふことを強く言われておるのであります。そういう点から見ますと、信用協同組合に第三者の預金を取り扱わせるということではないと、全くその実が上らないと思ふのであります。で、これについて中小企業庁長官はどういうふうに考へられるか、また、大蔵省の見解をどう

いうふうに見ておられるか、そしてまた、今後の対策をどういうふうに考へられるか、そういう点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 現在まあ御承知の通り信用組合におきましては、組合員以外の一般の者から預金を受け入れるというやうなことは、まあなつていないわけでございます。これがこの信用金庫と非常に違ふわけなんです。まあ私もこの方としましてはこの信用組合と商工組合中央金庫との關係を結びつけるという意味、そして同時にその預金をなるべく中金に吸収していききたいという点につきましましては、現在その信用組合が自分で持つております。そしてこれを他の金融機関等に預けております。そういう余裕金を極力中金の方へ吸収していききたいというやうな氣持を持つておりました。先般信用組合を中小企業金融公庫の代理店といたしましたのも、やはり一つはそういうやうな意圖も、商工組合中央金庫の代理店といたしましたのも、やはりそういうやうな意圖を持つておるわけなんです。まあできれば、員外者の預金も集めてその預金が商工組合中央金庫に入つてくるというやうなふうにいいたしまして、これは相當預金も集まつてくるんじゃないかというふうに、まあ私は考へておるわけでございます。まあ私は考へておるわけでございます。信用組合と信用金庫というもののついては、やはり一つは線が画されておるやうな、もし員外者から預金を集めるといふやうなことになるやうなものと、信用金庫と全く同じやうなものになるというやうなことになるやうなもので、その点につきましましては、まだそこまで大

蔵省との間に話をつけて踏み切るというところまでにはなつていないわけでございます。この問題につきましましては今後の重要な研究問題として、われわれ検討していきたいというふうにまあ考へておるわけでありたい。

○豊田雅孝君 全く同じものが世の中にはたくさんあるんですね。金融關係でも一々例をあげれば、そんなに重複したものも、せつかく政府がまた作るものすらないわけですね。それぐらいこの同じものが重複してあるんですが、何ゆゑにこの信用金庫と信用組合、第三者預金を集めることについて両方やつてどうして悪いのか、まあ世間ではそういう点からどうも政府では信用金庫だけ大事にして、信用組合というものをあまり子扱いにするというやうな説も強く流布せられておるのですね。そういう点ではどうも信用組合に第三者預金を扱わざぬというところについて、は割り切れぬものがあるのですね。で、こういう点を考へられて、今後は中小企業庁長官もあらんで、主として大蔵省とも折衝せられて、そういうこの問題を解決せられる必要があるのだと思ふのですが、もしもそれがなければ、これを商工中金の傘下に入れてみたつて、かえつてこれに金を貸していかんならぬやうなことはかりになつて、さなきだに足らぬ資金源がな足らぬやうなことになると思ふのです。こういう点から見ると、どうして信用組合に第三者預金、員外預金を集めさせるということが必要だと思ふのです。そしてまた、員外預金というが、これは集めようによりまして、

その信用金庫で集める層と信用組合で集める層、必ずしも同じじゃないのですね。それぞれ別の層、別の階層から集め得るのですから、あれだけこの貯蓄奨励貯蓄奨励とか言ってますが、この信用組合と信用金庫との関係とかいうのは、信用組合に員外預金を扱わせるという事は、私はもうちょっと差をつけたいものだと思つてますが、これについて御意見はどうでしょう。

○政府委員(川上爲治君) 実はこの問題につきましては、やはり非常に重大な問題として、金融制度調査会でありましたか、あそこでもこの信用組合の問題を今後どうするかという問題につきましましては、重要な課題として検討することになっております。私どもの方としましては、現在の信用金庫あるいはその信用組合、あるいはその商工中金、あるいはその中小企業金融公庫というより、こういうその中小企業関係のいろいろな機関について、その仕事の範囲をどの程度にすべきか、あるいはその分野をどうするか、あるいはまた、これをなるべく吸収、合併する方向に持つていった方が、中小企業のためにいいかどうか、そういう点も十分検討したいというふうにまあ考えておりますが、先ほど申し上げましたように、金融制度調査会におきましては、この信用組合の問題につきましましては非常に重大な問題と考へておるようでありまして、私の方としましてはさらに積極的に研究いたしまして、この委員会と連絡をとりまして善処したいというふうに、まあ考えております。

○豊田雅孝君 最後に一点だけ申し添えておきますが、その金融制度調査会

だと、大金融機関関係の論議が中心に行われて、そうしてまた委員になつておるのも、どちらかというと、大金融機関関係の人が多いのです。従つてこの信用組合と信用金庫との関係とかいうような問題になると、全くいかげんに扱われてしまふ傾向があると思つて、そういう点から見て、この信用組合の員外預金扱いという事は、中小企業との組織化、これを強く考へていくということ、それに伴う組合金融の育成強化ということが非常に必要なのでありまして、特にこの信用組合の第三者預金、員外預金を扱えるように、金融制度調査会が初めからこの問題が大きいクロース・アップせられるように、中小企業の方から特に、まあこれは先ほど申しましたように、政治問題的な問題があると思つて、信用金庫と信用組合問題は、どうも政治問題だといふようなこともいわれておるのですから、そういう点から通産大臣、通産政務次官一緒になられて、中小企業金融の資金源を預金によつて大きくこ

ましても大体この予算でも通つたら、ゆつくりこの点大蔵大臣とでも話し合つて、そういう方向に向けていきたいというふうに考へておつたわけでございます。

お話のついででございますので、先ほどの阿具根さんの御質問等も全くごもつともな点が多々あると思つて、そのうち点についてもお答えします。こゝろの点はやはり十分考へなければならぬ点が多い。たとえば保証協会というものの使命というものは、どういふものによつて作られてゐるかという点等も、十分考へなければならぬ問題と思つておられます。たとえば銀行で一応担保を取る、協会でもまた取る、地区によつては違ふようなお話しでございますが、こゝろの点等については、はつきりとした今度はこちらの方からどういふふうにしなればならぬという通牒によつてこれをさせざるべきである、こゝろの点等にも考へておられます。いろいろ御指摘された点については、十分これらの点は考へていきたいと思つておられます。

○大谷實雄君 先ほど来の信用保証協会の問題につきまして、今政務次官からお話があつたわけですが、これは先ほど来委員からいろいろ御質問があつて、また長官から御答弁があつて、その御答弁の中に、ほとんど担保物件を取つておるというお話でありました。これはさうなものでございまして、さういふ確実な資料があるわけですか。

は、大口保証というものはなるべく避けることに、小口保証でもこれは法律にさういふことがあるから、中にはどうしても自然の勢いとして担保を取るといふことなんだが、今政務次官なりまた長官のお言葉で、対人信用で行政指導をしていきたいということであるが、これははつきり担保を取ることができるといふような文句を取つてしまふというふうな御意見はないかどうか、一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(長谷川四郎君) 御承知のように、金額の限度というものがあつておりませんので、大口になつた場合に対しても、全然担保は要らないのだといふことは私は参らなかつたので、たとえば先ほどから御質問にあつたような零細な部分においては、これは通牒でそれらの措置ができる、こゝろの点等によつておられます。さういふ方向に向つていきたい、こゝろの点等によつておられます。

○大谷實雄君 ところで御答弁で了解をいたしました、信用保証協会というものは、なるべく大口保証というものを抑制していくことが当然なことだろ、中小企業、非常に薄弱な零細企業等に對して、信用保証協会が援助の手を差し伸べるということが法律の精神だと、かように思ひます。今法律の中に担保物件を取つてもいいのだといふことがあるために、どうしてもこれは係りとしてはやすきにつき、また危険を防ぎたいといふようなことか、やすきにつくことによつて、どうしても担保を取るといふことが大勢ではないか、かように思ふのでありまして、さうしますと、やはり零細企業に對するせつかつの法律の趣旨が反對なことになつて利用ができないといふことになるので、これは一つに

○小西雄雄君 関連して。今大谷委員からも言われたのですが、私が聞いたところによると、同一資金に對して二重に保証を取つておる。たとえば銀行は二百万円を出すために一つのものを担保に取つておいて、その上に信用保証協会の方からも通していつてくれという場合に、信用保証協会もまた二

たいと思ひます。

○政府委員(長谷川四郎君) 御指摘の通り、調査会の委員は全く私は豊田さんのおつしやる通りのような人材が出てゐると思つてあります。従つてこの問題は、先日来も衆議院においていろいろと話し合つた中にも、こゝろの問題が出ておられますので、私いたし

○大谷實雄君 先ほど来の信用保証協会の問題につきまして、今政務次官からお話があつたわけですが、これは先ほど来委員からいろいろ御質問があつて、また長官から御答弁があつて、その御答弁の中に、ほとんど担保物件を取つておるというお話でありました。これはさうなものでございまして、さういふ確実な資料があるわけですか。

○大谷實雄君 先ほど来の信用保証協会の問題につきまして、今政務次官からお話があつたわけですが、これは先ほど来委員からいろいろ御質問があつて、また長官から御答弁があつて、その御答弁の中に、ほとんど担保物件を取つておるというお話でありました。これはさうなものでございまして、さういふ確実な資料があるわけですか。

○小西雄雄君 関連して。今大谷委員からも言われたのですが、私が聞いたところによると、同一資金に對して二重に保証を取つておる。たとえば銀行は二百万円を出すために一つのものを担保に取つておいて、その上に信用保証協会の方からも通していつてくれという場合に、信用保証協会もまた二

重に担保を取つておるといふような実情があるのです。そういう点について二重に取つておるといふことはどうなるか、一つ。

○政府委員(長谷川四郎君) 私そういう点があるとはしないかといふので、一応調べて見てくれといつて問ひ合せたのです。ところが、今まではそういう二重に取つておるといふところはない。ただし、協会で取るところと銀行で取るところと、これは地区によつては違つておるけれども、そういう二重の担保といふものは今まではない、こゝろでお話しでございますから、私はそういう点を心配しまして銀行で担保を取つておいて、また協会で担保を取る、そんなばかなことは許されないと、こゝろで私強くその点は指摘して、私の方で聞いてみたところ、今までのところはいいのだ、こゝろでございませう。

○大谷實雄君 政府の方からいふとそうかもしれませんが、そういう実例がある。これは一ぺん強く二重に取つてはならないといふ文章に明記でもなければ……私たちはこの信用保証協会の目的は、中小企業者は担保力がきつていないから、普通銀行は貸さない。そこを貸していただくのであるから、担保を主として貸し出しを行ふならば、これは中間的搾取機関となつて、銀行の人とか、官吏のやめられた人の就職の道のために、経費を見たとほとんど月給で、実際貸し倒れが少いようにするために、われわれしつと考へても、担保を取つておいて保証しておけば、二重保証になつて……それから保証率は大資金も千万円も五十万円も一緒であるかどうかいふ

点、五分とか六分とか相当高率な保証なんですが、そういう点について、今回政府の資金を融通するといふような場合には、それをうんと下げる用意があるのか。これを明らかにせんと、保証協会といふものは、その中間的搾取の機関にならぬように十分配慮せぬと、中小企業者に大体会金を貸しておる保証協会のいろいろな書類を見てみると、普通われわれしつと強く銀行が勉強すれば、保証協会を通さなくても貸せるような会社は安易につくために、もう貸し出し機関、普通銀行の不勉強のために、保証協会の方から保証をしてくれば金を貸す。貸してやつてもいいけれども、いま一段、保証協会といふものがあるのだから、それを通してきたら貸してやつてもいいといふ考え方を、われわれ相当見受けたのですが、そういう点についての行政指導をどう考へておられるか、そういう点について、通産省の中小企業庁長官あたりは相当関心を持つて、銀行等との接触をされる点についてどう考へておられるか、そういう点一つ明らかにしたい。

○政府委員(川上爲治君) そういう銀行もあると思うのですが、私の方としては、そういうことがないようには、やはり保証協会の本来の目的を達するようにならうに今後指導していきたいと思つております。今まで政府の方でも特別な遠慮をして、ただ監督だけをいたしておりましたが、今回からはこの十億を貸し付けることによつて、相当運用についていろいろくちばしを入れられる、こゝろしつと考へておりますので、先生のおしやいましたような方向に、われわれとしまして

は、これを機会にして持つていきたいといふふうに考へております。

○小西英雄君 保証料率の問題、一本かどうか……

○政府委員(川上爲治君) これは大口につきますしても、小口につきますしても保証料率は一本になつておると私は聞いておりますが、しかし協会によりまして、それぞれその保証の料率は違つて、それぞれございまして、あるいは三分といふものもありまして、あるいはまた一分八厘といふものもありまして、その協会によつて、いろいろ違つておるわけでございます。

○小西英雄君 それは年ですか、一分八厘とかいふのは……

○政府委員(川上爲治君) 年平均のこの実取信用保証料率といふのは二・三分といふことになつております。

○小西英雄君 それは中小企業庁長官の方で尋ねた場合はそういうことになつておると思うが、もう少し銀行の調査を明らかにしてもらわないと……保証料率といふものは相当高いものですよ。一・八とか平均の二・二コンマなんとかといふのが、大抵年五分とか、相当高いものを取つておるといふことを、われわれは報告を受けておるのです。が、一つそういう点も今後監督を厳重にして、大抵最高といふものをきめられておかぬと、君のところは信用状態が悪くから年五分であるとか、いろいろ違つておるようですが……

○政府委員(川上爲治君) 私の方としては、最高三分といふことで通知もいたしておるわけでありまして、そうしてその三分以内でこの五十二の協会がいろいろやつておるのですが、大抵二分五厘といふのが五十二のうち

あります。二分五厘、これは高い方ですが、これが十七協会があるわけでありまして、それから低いところを申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一分八厘といふ協会が四つあります。こゝろしつと考へておるに、一応調査の上ではそういうことになつておりますが、実は保証料率以外に、調査料といふ名前であるいは取つてゐるものもあるかもしれません。そういう点を入れますといふと、もつとこれよりも平均が高くなるということになるかと思つておりますが、一応保証料率としてはわれわれの方の調査では、三十年代の実績ですが、三十年代においては、そういう報告が来てゐるわけでありまして、これを平均いたしますといふと、全国の保証協会の実取信用保証料率といふのは二分三厘といふことにはなつております。

○大竹平八郎君 採決前に一言お伺いしたのですが、これは両法案に關連いたしまして、前委員会のときにも長官にお尋ねをしまして、また大蔵当局にもお尋ねをいたしましたのですが、昨年来しは問題になつております中小企業者に対する保険の金融の問題なんでありまして、これは法律によらずして貸し出しをでき得るというよりなこと、討論されていたものであります。その後中小企業庁長官として、大蔵省にどういふ御交渉をされたか、その点を一つお聞きしたい。例の保険会社の金の利用です。

○政府委員(川上爲治君) 今、ちよつとその数字をどこに書いてありましたかお忘れしましたが、従来大抵損害保険と、それから生命保険の方で、この商

工債券を引き受けている額が大抵五億程度といふふうに記憶しております。それから十二月の末に、私ども両方の保険会社について話をいたしました。そうしてさらにこれを増額してもらうようにといふことで話をしているわけなんです。それが大体四億程度ではなかつたか。さらに早急に、この際商工債券を引き受けようといふことになつてゐるものが四億程度ではなかつたかといふふうに、今のところ記憶いたしておきます。これを飛躍的に、これをもつとふやうなことは、なかなか両方の保険会社の方でも苦しい状態にあるようでありまして、飛躍的に増額するといふことは、非常にむづかしい状態になつてゐるようであります。

○小幡治和君 この信用保証協会に、約十億今度貸し付ける。で、協会に対する配分の基準といふものを何かお持ちでしようか。

○政府委員(川上爲治君) これはこの前の委員会におきまして、委員長から御質問があつたのですが、私の方としては、今確定した基準を持つておりません。これは各保証協会の方から計画を出していただきまして、その計画を見て、またその保証協会の実際の業務の運営なり、そういう点を十分見まして、そうしてその基準を作つていきたいと思つております。従来の実績、あるいは計画、それによつて按分していくといふやうなやり方は、これはどうかと思つたので、やはりその協会によつて比較的弱体なところに対しては、極力補強するといふやうな意味から申しまして、ある程度按分率よりも高く、よけいに貸し付けを

していくべきじゃないかというふうなふうにも考えますので、その点は各協会から計画を出してもらったその上で処理したいというふうに考えております。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(川上爲治君) 先ほど大竹先生の御質問の点、数字が違つておりましたので訂正いたしますが、昨年の十一月末残で、この損害保険、生命保険の方からの商工債券の引き受けは、三億二千万円となつております。それからその後私どもがいろいろ中へ入りまして話をしました結果、この十二月から三月までに三億七千万円程度の商工債券の引き受けを、生命保険会社の方ではやる。それから損害保険会社におきましては、三十二年の二月から七月までに二億四千万程度の商工債券の引き受けをするというところに話がつきまして、両方で五億七千万円増額するということになつておるわけでございます。これは七月以降につきましては、何もまだ話はきまつておりませんので、私どもとしては、今後さらにふやしていきたいというふうに考えておるわけでありませう。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後零時二十二分速記中止

午後零時五十三分速記開始

○委員長(松澤兼人君) 速記をつけ

はかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないことを認めます。

それでは、これより商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案並びに信用保証協会法の一部を改正する法律案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、付帯決議の御意見は討論中に述べを願います。

○豊田雅孝君 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、以下申し上げます付帯決議をつけまして賛成をいたします。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、商工組合中央金庫の中小企業組織化に果すべき使命にかんがみ、左記の事項につき特段の配慮を加へべきである。

一、商工組合中央金庫の資金源充実に努め、更に金利低下を図るため、資金運用部より直接低利資金の貸付を行ひ得るよう速かに必要な措置を講ずること。

二、商工組合中央金庫の組合員外者に対する公庫代理業務は、中小企業組織化の目的に背馳せざるよう特に注意すること。

三、信用組合の育成強化に努め、併せて商工組合中央金庫の資金源の拡充と金利引下げに資せしむること。

以上の付帯決議をつけまして、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

○阿具根登君 私は、信用保証協会法の一部を改正する法律案に關しまして、付帯決議を付して賛成の意思を表明するものであります。

信用保証協会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本改正によつて信用保証協会に対し資金貸付を実施するにあたり、政府は零細金融の円滑化を図るため、特に左記の諸点につき配慮すべきである。

一、信用保証協会においては、短期小口保証に重点を置き、長期大口保証は中小企業信用保険に移すよう指導すること。

二、信用保証協会をして、堅実にして物的担保に不足する小企業者の信用補完に徹せしめるよう行政措置を積極化すること。

三、信用保証制度の画期的拡充強化と自主性の確保を図るため、今後政府資金貸付額の増大、貸付金利の引下げは勿論、適切な根本的施策を速かに樹立すること。

以上の付帯決議を付して賛成をするものであります。

○委員長(松澤兼人君) はかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないことを認めます。

めします。よつて本案は、全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、信用保証協会法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました豊田君提出の商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案並びに阿具根君提出の信用保証協会法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案を一括して議題といたします。

両付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて豊田君及び阿具根君提出の付帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、ただいまの決議につきましてこの際政府の所信を伺いたいと存じます。

○政府委員(長谷川四郎君) ただいまの両法律案の付帯決議、また今日までの討論中にありました幾多皆様方の御趣旨については、十分その御趣旨を体しまして、その実現に努力する所存でございます。特に資金運用部資金より商工中金への直接貸付につきましては、今後とも関係官庁ともよく打ち合せいたしまして考えたいと思つております。

また、信用組合の員外預金の件につきましてもこれらにつきましては金融制度調査会なども十分連絡をいたしまして、その目的を達するように努力をいたしたいと考えております。

○委員長(松澤兼人君) なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないことを認めさうに決定いたしました。

それから両案を可とせられた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

阿具根 登 近藤 信一
大竹平八郎 相馬 助治
白井 勇 青柳 秀夫
大谷 實雄 小西 英雄
高橋 衛 豊田 雅孝
小幡 治和 西川弥平治

○委員長(松澤兼人君) 暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時四十九分開会

○委員長(松澤兼人君) 再開いたします。

中小企業の資産再評価の特例に關する件につきまして質疑を行いたいと思ひます。大蔵省から河野理財局長、庭山経済課長が出席されておりますので、御質疑のある方はどうぞお願いいたします。

○豊田雅孝君 今回中小企業の資産再評価の特例に關する法律案が出たのであります。が、中小企業の資産再評価の

ておるといふものの、その再評価せられたものと時価評価との間に食い違いがあるものが相当現実の問題としては出てくるのじゃないか。ことに全国にわたつてのことでありまするので、そこに食い違いが出てくるであらうということは想像できるのであります。そういう場合に、食い違いがあつた場合には、第三次再評価の場合においては低い方でいつたにかかわらず、今回の措置では高い方でいかなければならぬ、大企業の場合に有利であつて、中小企業の場合にはかえつて不利になるような行き方になる場合が現実の問題としては出てくる懸念が多分にある。そういう点において非常に今回の中小企業資産再評価特例に関する法律案については、懸念を抱いておるのであります。

が、その点の御意見はいかがでありますでしょうか。

○政府委員（河野通一君） 御案内のように、第三次の場合には、固定資産税の評価基準がそのまま再評価によつて影響させないという措置をとつたのであります。この理由は、その当時豊田委員からおつしやつた通りに、實際問題として時価評価主義であつたにもかかわらず、充足当初のことでありましたので、實際問題としては、簿価主義で事実上は固定資産税の評価基準といふものが行われておつた。従いまし、それが急激に再評価をして、簿価が直ることによつてはなほだしく急激に税負担が出るということは実情に合わないといふことで、これを当分の間据え置くことにいたしましたのであります。その後固定資産税といふものの運営がだんだん簡略化されて参りますに依じて、たしか昭和二十九年だつたと思ひ

ますが、自治庁の方から正式の公文書でもって、この固定資産税の評価基準というものを時価に合わせるようにということが通達されておるのであります。しかも、最近私は各方面で実情を聞いてみたのでありますが、全然例外が出ないという事には参らないと思えますが、私の承知しておる範囲におきましては、大体各団体とも固定資産税の評価基準というものは、大体今の時価主義に直つてきておるというふうに認められるのであります。なお、その通達された大体的基準は、具体的に若干のこぼれがありますが、ならしてみまして、大体固定資産税の評価基準が、それが現実にとられておる時価というものは、評価ベース、このたび行います再評価ベースに比べて、ならして大体二割ぐらい高くなつておるようであります。従いまして、それやこれやを考へますと、すでに第三次再評価を行ひました当時に、ああいう特別の措置を講じたのと同じことを現在行なつても、実益はまずない。それは一、二の例外が全然ないということまで私は保証はできませんが、まずないと考へておるわけでありまして、そういう実益論から、特にさういふ特別の措置を行なかつたのでありまして、このために中小企業の場合において酷な扱いをいたしておるということはないというふうに私も考へておる次第であります。

【委員長退席、理事近藤信一君着席】

○豊田雅孝君 ただいま理財局長が御答弁になつておられる際におきましても、普通なら大丈夫だと、こう言われるはずだと思つておられますが、その理財

局長でも、なお大体とか、あるいはまあないであらうと言われる程度でありまして、おそらく現実にはある程度出てくるだらうという懸念は、理財局長持つておられるところのことであります。そうすると、前のときにはそれを救う道があつたにもかかわらず、今度のときには全然さういふ道がないというの、いかにも不合理だといふふうに思ふのであります。この点いかがでありますでしょうか。

○政府委員（河野通一君） 私が大体と申し上げて、まずないと申し上げましたのは、一々當つておりませんので、私が當りました範囲においては、固定資産税の基準を直してあります。私の當りました範囲においては……しかし何しろ団体の数が御承知のように非常に多いのでありますから、その辺の、それは例外が、漏れておるものがないとなつていふだけであります。そして、もつと申し上げました九十九分まで評価基準を直してあるといふふうに私は思つておりますが、私の調べました範囲においてはみな直してある、これだけははつきり申し上げられると思ひます。

○豊田雅孝君 これは全国津々浦々の問題でありまして、しかも市町村などの関係になるのでありますから、なかなか中央政府の方で考えられるようにはいかないのであります。ことに一〇にせよ、お気の毒な方が出てくるという場合には、それを救う措置があつてしかるべきじゃないか。ことに第三次の大企業関係のときには、ともかくこの措置がちゃんとあるのだから、それとのバランスなどからいつても、今回も少くとも特別の措置があつても

いいんじゃないかといふふうに思ふのであります。かりに無用であつても有害でない場合は、それに適切な特別措置を親心として配意して行われるということが必要じゃないかと思ふのです。この点も納得がいかなのであります。すけれども、またあとで申し述べることになりました。次の問題に移ります。それは資産再評価の申告期間の問題であります。今回のものによりまして、大体一年になつておつたかと思ふのであります。御承知のように中小企業界といふのは、非常に対象が多いは、あまり新聞も読まぬといふのが普通なんでありまして、こういう制度があるといふことを知つたところには、申告期間が切れるといふことでは、せつかくこの法案を用意せられた意味がなくなつておるのではないか。それで業界では、二年間ぐらいつつこの申告期間として認めてもらいたいといふ要求があるのであります。これはむしろこの法案を活用せんがために出てくる要望なんでありまして、特に考へて願ひたいと思ふのであります。いかがでありますでしょうか。

○政府委員（河野通一君） 申告期限をもう少し延ばすべきでないかという御質問であります。この点はまあ中小企業界には、さういつた点についてのスタツプがそろつてないとか、いろんな問題がございまして、実情についていふかと思ふのであります。私もまあ税の担当の面におきまして、できるだけ親切にこれらの問題についての周知徹底、あるいは御相談に應ずるといふような措置を、できるだけ大々的に

つ何度でも繰り返して行なつて参りたいと、その努力によつて、今御心配のありました点は、まず防げるのじゃないかといふふうに考へております。かたがた、また中小企業のうちでも、比較的大きい企業におかれましては、さういふものについて非常に御関心を持つておられる向きもあると思ふのであります。御相談にいらつた問題について御相談にいらつた向きもあるかと思ひます。のみならず、さういふものについてあまり関心をお持ちにならない向きに對しましては、当局の方から積極的に周知をはかつていく。さうしてできるだけこの制度が適正にかつ積極的に活用され、運用されていきますように今後努力いたします。こゝういふことによつて、まず一年もあれば大体十分じゃないかといふふうに考へておるわけでありまして、かつ、あまりいつまでもだらだらしておりますと、やはり切りがつかないという問題も、一方においてあるわけでありまして、やはりこゝういふ問題は、その機運が乗つておるときに、できるだけ一挙に片づけるという方がむしろいいのではないかと、チャンスといふものもあるやうかと思ひます。ただ、それが不当に短い期間で、非常にせわしないというやうなことになるのはいけませんので、その辺も考慮いたしまして、大体この程度の期間でいいんじゃないかといふふうに考へておる次第であります。

○豊田雅孝君 第一次及び第二次の再評価のときには、申告期限がどの程度になつておりましたのか。また第三次再評価のときには、申告期限がどの程度になつておりましたか。その点。

○説明員（庭山慶一郎君） 第一次再評

価のときには、申告期限は八月三十一日、第二次では九月、それから第三次は事業年度終了後二カ月ということにいたしておりました。第一次、第二次は、法人の事業年度にかかわらず、八月とか九月とか固定した日を作つたのでございまして、第三次では、実際の評価の便宜も考へまして、法人の事業年度終了後二カ月ということ、法人の事業年度に合したものであります。今度もさういふふうな考へ方にしたのであります。ただ中小法人では一年の事業年度のものが非常に多うございまして、その原則だけで参りますと、一番極端な場合には、三十二年の十二月に開始いたします事業年度の分につきましては、三十四年の一月に申告をするといふことにもなります。さういたしますと、個人の場合には三十三年の三月まででございますので、非常に個人と法人とでバランスを失する点もございまして、また、中小法人でも、十月決算と三月決算の法人が一番多うございまして、大体来年の五月三十一日ですべての法人がそのときに法人税の確定と一緒に申告ができるということになつておるわけでございます。

○豊田雅孝君 私の質問した趣旨は、法律施行後、申告の最終期が、第一次、第二次のときはどういふふうになつておつたか。第三次はどういふふうになつておつたかといふふうに答へてもらひたい。

○説明員（庭山慶一郎君） 第一次は四月ごろ、ちよつと記憶違いかもしれませんが、三月の終りか、四月の初めに参りまして……

○豊田雅孝君 期間でいつてもらうと
比較がしやすい。

○説明員(庭山慶一郎君) 四月からや
りまして、八月申告でありますから四
カ月しかありません。それから第二次は
九月でございますから、五カ月程度、
いずれも半年以下であります。で、今
度の第三次の場合には、そういう固定
的な月日をきめませんでしたから、法
人の事業年度いかんによつて違ひがご
ざいます。今度の場合にもその点は同
様でございます。ただ、今度の場合に
は三十三年の五月三十一日でございます
から、一年以上の間隔があるわけで
ございます。個人につきましては、来
年の三月でございますから、なお一年
くらいある。一年くらいの間隔に再評価
すべきかどうかよく考えていただ
きまして、来年の景気を見て判断をし
ていただければいいわけでございませ
う。先ほど局長が申し上げましたよう
に、十分その間において私どもも周知
いたして、時期を失することのないよ
うにいたしたいと思つております。

○豊田雅孝君 青色申告が始まつたこ
とに、これは初めの間ちつともこれが
普及しない、ほとんどその実効がな
いんじゃないかといわれるくらいで
あつたのであります。ある程度普及し
てくるという、最近では青色申告が
大ぜい過ぎて、大蔵税務当局は、ちよつ
と困つておられるとかというような
ことすら聞くのであります。さよう
にこの中小企業界に普及するといふの
には、ずいぶん年月がかかる。です
からおそろくこれが普及するまでに、大
体一年ぐらいかかるんじゃないか、そ
のころに申告最終期がくるということ
は実情に合ふかと思つております。

どうも立案者になられると、もつとも
だと思つても、これは変えるというこ
とをみずから言われるということも困
難かと思つておりますが、今ずつと
お尋ねしたところによりまして明らか
になつた点で、中小企業界の実情に合
い兼ねると思われまふ点だけあげま
しても、まず第一は、大企業界の再評
価の際には、延納まで認めておつたけ
れども、中小企業界については延納が認め
られぬ。それから第二点といつたしまし
ては、納付期間が、第一次ないし第三
次に比べますと、今回の分が、かえつ
て短縮せられてきておるといふこと。
それから第三点といつたしましては、
第三次再評価のときには、固定資産税
を、再評価前の価格を課税対象にした
にかかわらず、今回はそういう措置が
とられておらぬ。それは第四点とい
つたしましては、申告の最終期が、第
一次ないし第三次に比べて見て、大企
業と中小企業の特長性を比べて見た場
合には、実質的に今回の短かきに失す
るんじゃないかというやうな点があげ
られると思つておりますが、この点
について中小企業界としては、中小企
業の実情本位にこの法案を持つていく
こと自身が、最も親心のある行き方
じゃないかと思つておりますが、今
までの諸点についてどんなふうにか
えられるでしょうか。

○説明員(安達次郎君) 今度の中小企
業の資産再評価の特例に關しまして
は、正直のところ、中小企業界にも資
産評価の道をまた再び開いてほしいと
いう声が相当強くありましたこともあ
りまして、まあ、この制度をもう一度
やつていただこうようにお願いする、実
はそれがせい一ぱいのお願いだつたわ
けであります。その際、それでいよいよ
この中小企業界についても、今度のこ
ういう措置を講じていただくというこ
とになりました際に、政府内部の打ち
合せをいたしましたのは、まず第一に、
中小企業界の資産再評価への意欲を
一番刺激するために効果的な点といつ
たしましては、やはり再評価税の減免、
これがやはり一番効果的ではなからう
かというふうに考へまして、実は大蔵
省の方にも、この評価税の減免につ
いて極力お願いするといふやうな形で、
その点に実は重点を置いてお願いして
参つたわけでありまして、今度の二
という再評価税なども、ある程度そ
ういう意向も組み入れていただいたとい
ふふうに考へておるわけでありませ
う。ただいま豊田先生からも、いろいろ延
納の問題、均分納付の問題ないし申告
期限の問題、ないしは固定資産税の課
税標準に關する特別措置の關係、その
やうな点につきましては、これは問題
の所在としては考へてはおりましたも
の、やはり主たる問題点としてしまし
ては、やはり再評価税の問題に重点を置
いた關係上、こちらの方からも大蔵省
の方へ強いお願いもしておらぬとい
うやうなことが、正直のところの実情で
ございます。

○豊田雅孝君 ただいまそれぞれ答弁
のありましたところ、私としては納
得のいかにぬ点が多いのであります。他
の委員の御意見も何らかの方法でお聞
き取り願ひ、そして納得のいかにぬ諸
点につきましては、大蔵委員会との関
係もありまふので、委員長の方で御善
処願ひたいと思つております。

○理事(近藤信一君) 他に御発言ござ
いせんか。

○豊田雅孝君 それから、なおもう一
点將來のことについて申し上げたい
のであります。かように原案ができ
てからいろいろ中小企業の特長性、特
殊事情を申し述べてみましたが、おそ
らく政府委員の方でも、もつとまたな
これを事前に聞いたら、もうちよつと
親心を示してもよかつたのだと思わ
れる点もあらうと思つたのであります
けれども、あとになると、なかなか容
易じゃないのであります。こういう中小
企業の独自の法律案を提案せられるよ
うな場合におきましては、事前に中小
企業の団体等に内示せられまして、な
るべく支障のない限り、中小企業の特
殊性を織り込んでやつていくといふふ
うにせられることが適當ではないかと
思つておりますが、その点いかがで
ありましようか。

○政府委員(河野通一君) お話し
の点は、まことにごもっともだと思つ
てあります。私も中小企業の關係の
方々の本件に対する御意見は、でき
ず限り何つて参つたつもりでありま
す。現にいろいろな形で、あるいは実
情についての要望書等をたくさん私ど
も実はいただいております。御意見は
です。今後ともそういう意味で御意見
するだけ何うにいたしたいと思ひ
ます。ただ具体的に法律案そのもの
を御諮問申し上げる、あるいは御意見
を公式に何うにやうな手続をとること
がいかどうかにつきましては、考へさ
していただきたいと思つたのであり
まして、できるだけ具体的に、どうい
う形をとらうと、中小企業關係の方
の御意見はできるだけ何うに、從來
もやつてきたつもりであります。今後
はさらに一そうそういうふうに心がけ

て参りたいといふことをお約束して
おきたいと思ひます。

なお、ちよつとおねを申し上げて
おきたいと思ひますが、お手元に差し
上げました表のうちに申告期限の今お
話のありました点が落ちておりました
ので、非常に疎漏でございまして申し
わけありません。直した上で再提出を
させていただきますと考へております。
〔理事近藤信一君退席、委員長着
席〕

○相馬助治君 この法律案は私ども商
工委員会に付託されたものでないだ
けに、この委員会の取扱ひとしては、
りめんどろなといふか、むずかしい
と思つております。現在衆議院の大蔵
委員会で問題になつておつて、その
問題は私どもが聞くところによれば、
大かただいま豊田委員が指摘された
ような諸点にあつて、そこに、問題が
解決しないために、いまだ衆議院を
通過してないといふ事情に關してお
るわけですから、従つて政府当局に
おかれても、今の豊田委員のかなり
意見を加えられ、その運用その他に
ついては十分注意をしたいと思います。
この限りにおいては了解いたしま
すが、現に衆議院において審議中の
この法案について、現在のところと
しては、政府自身としては豊田委員
が心配されたやうな諸点を差し加
へ提案がえをするやうなまでに、
積極的にはお考えになれないもの
かどうかといふのが第一点。
そしてそれが手続上困難であるとい
う場合には、この原案で施行上の留
意をすれば、豊田委員が指摘された
やうなものほとんどは、それが杞憂
に属して心配なく運営され、中小企
業者が助かる、こういうふうな積極
的な御見

解かどうか。これらについて参考までに政府の見解を承わっておきたいと思ひます。

○政府委員（河野通一君） 衆議院の大蔵委員会で問題になりました点は二、三ございしますが、主としてやはり中小企業対策としては再評価税、今度の再評価の場合には再評価税をかけるべきでないという御議論を中心としてやはり一番活発な御議論があつたように思ひます。この点につきましては、もうあらためてここで見解を申し上げることは差し控えたいと思ひますが、現在のところ、もちろん私どもはこの法案を修正するとか、あるいは直して再提出したすというふうなことは考えておりません。

それから第二の豊田委員から御指摘になりました数々の問題につきましては、一々ごもつともな点が非常に多いと考えておりますが、これらの点につきましては、先ほど来御答弁申し上げましたように、できるだけ私どもは運用の面、これを動かしていきます場合におきまして、十分に配慮を加え努力を傾けて参りたい。それによつて今御指摘になりました点は、大体遺漏なく進めることができるのではないかと、いうふうに私どもは考えておる次第でございます。

○委員長（松澤兼人君） 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（松澤兼人君） 速記を起して。

それでは本日はこの程度にとどめまして、豊田委員から中小企業の資産再評価の特例に関する件につきまして、いろいろ御意見もまじえた質疑が行われたわけですが、この法律

の所管委員会であります大蔵委員会に對しまして、この委員会から申し入れをするかどうか、あるいは申し入れをするとすれば、その内容をどういうふうにするかという点は、明日のこの委員会でお諮りして決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（松澤兼人君） じゃ、さう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会